

平成 30 年 2 月 23 日

佐世保市長
朝 長 則 男 様

ふるさと自然の会
会長 川内野善治

平成 29 年 7 月 18 日付けに『黒髪町木場山付近に建設予定の風力発電は市民の憩いの場を奪い、猛禽類の渡りに計り知れない影響を与えます。』として、(株)市民風力発電が計画している風力発電建設に加担しないよう要望書を提出致しました。これに対し、「平成 29 年 11 月 27 日 29 農整第 481-1 号」として回答を頂き、これによって、市有地を(株)市民風力発電に提供しないことは明確にはなりましたが、(株)市民風力発電は市有地を避けて民有地に風力発電を建設しようとしています。

もともとこの事業は、市有地を提供するということが建設計画に弾みをつけたことは明確であり、このまま建設計画が進められて行くことは認められません。

平成 29 年 7 月 18 日付けの要望書では「本風力発電建設に関しての市の考え方」も問うていますが、これに関しては全く回答がありませんでした。つきましては、市の様々な方針と木場山風力発電計画の整合性について各担当部署のお考えをお聞かせ頂きたい、下記の通り当会の考えを記しましたので、宜しくご回答下さいますようお願いいたします。

記

1、市が打ち出した様々な計画

「第 6 次佐世保市総合計画 後期基本計画」

1 将来像とまちづくりの基本目標 (p16)

(将来像)

ひと・まち育む“キラっ都と”佐世保(自然とともに市民の元気で輝くまち)・・(抜粋)
恵まれた自然とともに市民の元気で輝くまち“キラっ都”佐世保をめざします。

後期基本計画 第 3 章 | 土地利用等の基本方針

2. 将来の都市構造 (p188)

◆自然環境共生ゾーン

自然環境共生ゾーンは、海岸や農地、森林等の自然環境や景観の保全を図りながら、エコツーリズムの舞台等として多様な活用を推進します。

既に烏帽子岳では、秋のタカの渡りの観察に全国から多数の野鳥ファンが訪れ、しかも全国的に有名な観察地となっており、これを支えている舞台は隠居岳から木場山、烏帽子岳に連なる尾根沿いです。

3.土地利用の方向性 (p190)

(1) 本市の土地利用に関する方向性

④農地・林地

農地においては、地域指定の中で、自然環境との調和を図りつつ、優良農地の保全など、適正な土地利用を図ります。

林地については、森林の公益的機能を考慮しながら、多面的活用と保全に努めます。

公益的機能としては保安林は極めて重要であり、継続する必要があります。

多面的活用というのは「将来像とまちづくりの基本目標」「景観保全」「人と自然の触れ合い」「生物多様性保全」などであり、風力発電のように自然への負荷の大きいものではありません。

特に林地の公益的機能を保つためには風力発電建設による保安林の解除を認めないことです。

佐世保市景観計画

3. 景観形成の目標 (p12)

市民が誇れる景観を創出するために、景観形成の基本理念、佐世保市の将来像、市を取り巻く状況の変化、景観形成の課題を踏まえ、市民・事業者・行政が協働し取組む、景観形成の目標を設定します。

この計画を進めるために、以下の景観計画区域が設けられています。

I. 景観計画の区域 (法第8条第2項第1号)

1. 景観計画区域

佐世保市は、九十九島や市街地を取り巻く弓張岳や烏帽子岳に代表される山々など、良好な自然景観を有しています。また港から市街地、斜面地へと続く広がりのあるパノラマ景観は、佐世保を印象づける重要な景観です。

良好な景観の形成に関する方針と行為の制限に関する事項としては、「山なみゾーン」の場合は以下の様なモデルが示されています。

景観形成の方針 (法第8条第2項第2号) (p25)

○山並みの自然や茶畑、棚田などの田園景観の中に溶け込む集落や、幹線道路沿道のまちなみによる自然と田園景観の保全として、景観形成を実現するための配慮事項が以下の様に定められています。

建築物・工作物等・・・(抜粋)

形態意匠

○周辺環境との調和が図れる高さ・規模とする。

○鉄塔等の工作物は、自然景観から突出しないように、設置場所、色彩等に配慮する。

その他

○自然の緑や樹木等は、極力保全する。

上記のように、市は自然景観を保全するための方針を定めておりますが、風力発電建設は自然景観を大きく変化させると共に方針そのものを損ないます。

佐世保市環境基本計画（改訂版）[中間見直し](p4)

基本目標 2（自然環境の保全）・・・(抜粋)

「2-① 自然環境の骨格をなす海、山、川、里山を保全する」を引き続き進めます。生物多様性の保全については、生物多様性条約締約国会議（COP10）において、その価値や重要性が指摘されています。このようなことから、これまで蓄積した自然環境・生き物の情報を活用し「2-② 生物多様性を保全する」を引き続き進めていきます。「2③ 自然とのふれあいを促進する」は、エコツーリズム関連の取組が確立・充実してきており、引き続き進めていきます。

見直し後・・・(抜粋)

2-① 自然環境の骨格をなす海、山、川、里山を保全する《継続》

2-② 生物の多様性を保全する《継続》

2-③ 自然とのふれあいを促進する《継続》

取組の方向性 2-② 生物の多様性を保全する (p28)

<概要>

生き物の生息状況を把握し、生息環境の保全や絶滅の危機に瀕している種の保護等の対策に活用します。地域の生き物の情報等について普及啓発を進めます。

<主な取組>・・・(抜粋)

○野生生物の生息環境の保全

各主体の取組（2-②）・・・(抜粋)

事業者

◇野生生物の生息する場所において開発行為等を行う場合は、各種法令等に基づき影響を最小限にとどめるための措置を講じます。

行政

◇野生生物の生息環境を保全します。

◇希少な野生生物が生息する場所での開発行為は、その影響を回避・低減するための措置を講じるよう助言・指導を行います。

取組の方向性 2-③ 自然とのふれあいを促進する・・・(抜粋)

<概要>

豊かな自然を守り伝えていくために、自然とふれあう機会を充実させていきます。また、都市に住む市民と農漁村に住む市民との交流を活性化するとともに、環境と共生する観光都市として、エコツーリズム（自然環境を学ぶとともにその保全に責任をもつ観光）を推進します。

<主な取組>

○自然観察会など自然とふれあう機会の充実

○エコツーリズムの推進

各主体の取組（2-③）・・・(抜粋)

行政

◇エコツーリズムを推進し、市民も来訪者も楽しむことができる自然とのふれあいの機会をつくります。

◇自然歩道、市民緑地、自然資源を活かした観光ルート等、自然とふれあうことのできる環境を整備していきます。

烏帽子岳～木場山～隠居岳は九州自然歩道として長崎県が整備しており、年間を通してのハイキングや秋のタカ類の渡りの観察が行われているなど、自然とふれあう場所として多くの市民や観光客に利用されています。

行政が自然とふれあうことのできる環境を整備すると同時に、整備した施設が有効に利用され、それが市民の活力へつなげるためには、自然と景観が保全されていることは最も重要な要素です。

2. 保安林の解除による森林機能低下の恐れ

風力発電施設建設の計画では保安林も含まれています。保安林は、水源の涵養・土砂の崩壊その他の災害の防備・生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林です。

保安林は、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制されており、近年の局地的大雨による被害を見ると、森林の涵養機能を損なわないことが求められます。

市有地を（株）市民風力発電に提供しなくなったものの、（株）市民風力発電は市有地の近隣に建設地を求めています。風力発電建設予定地は保安林に指定されており、風力発電建設のためには保安林を解除しなければなりません。保安林解除は災害を招く恐れが高いので地域にとって大きな問題です。

3. 国立公園区域に入っている烏帽子岳園地からの眺望の阻害



＜国立公園区域の烏帽子岳園地から眺望（風車が建設された場合のイメージ写真）＞

木場山の風力発電施設建設予定地は、烏帽子岳のアカハラダカ観察地から約3 km前後と至近の地点であり、巨大な風車が出現すると、国立公園の烏帽子岳園地からの眺望が阻害されます。環境省のガイドライン「風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」によると垂直見込角が1°～2°が景観的に気になりだす可能性があると考えられる目安と記載されています。

木場山の風力発電施設はブレードまで入れると高さ140mであり、烏帽子岳園地からの眺望で垂直見込み角が3°となり、しかもスカイラインから突出することになり、眺望を著しく阻害することになります。

4. 烏帽子岳のタカ類の渡りへの悪影響

烏帽子岳では日本野鳥の会長崎県支部が長年定点観察を続けており、タカの渡りネットワーク (<http://www.gix.or.jp/~norik/hawknet/hawknet>) に掲載されています。2016年9月を見るとアカハラダカ19,790、ハチクマ324、サシバ23、ノスリ6、ツミ3、ハイタカ5の他にチゴハヤブサ、オオタカ、ミサゴ、チョウゲンボウなどが記録されています。

全てのタカ類が南下する際には、隠居岳→木場山→烏帽子岳への順に飛んできます。尾根筋に発生する上昇気流を利用して飛翔するため、この尾根に風力発電機建設すると、タカ類のバードストライクが極めて多く発生することは明白です。

佐世保市は「自然との共生」を進めています。ならば、片道1万キロ以上の渡りをするタカ類のルートを守るのは当然のことです。もし、風力発電機を建設すると全国的に重要な渡りのルートを壊してしまうことになり、大きな批判を受けることでしょう。

なお、下表は隠居岳→木場山→烏帽子岳を通過し、希少種に選定されているタカ類のカテゴリーです。

通過しているタカ類	環境省カテゴリー	長崎県カテゴリー	佐世保市カテゴリー
オオタカ		絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧ⅠB類
サシバ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧ⅠA類
チョウゲンボウ			準絶滅危惧
ハイタカ	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類
ハチクマ	準絶滅危惧	準絶滅危惧種	準絶滅危惧
ハヤブサ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧ⅠA類

最後に、烏帽子岳は市内の学校の19校の校歌で歌われていますが、これは景観100選にもつながっています。兎に角烏帽子岳一帯は市民にとって特別な意味を持っています。

佐世保市民が大切にしているものを、壊してしまうような事業を佐世保市は容認すべきではありません。

風力発電建設計画が進んだのは、もとはと言えば市が安易に市有地を(株)市民風力発電に提供するとしたためであり、市は責任を持って対処をすべきです。

以上

なお、市の考え方を3月22日までに文書で明確にご回答下さい。本要望書及び回答は当会のホームページに掲載すること予めお知らせします。

ふるさと自然の会
 会長 川内野善治
 〒859-6405 佐世保市世知原町開作 427
 TEL/FAX 0956-78-2865
 E-メール: akagashi06@yahoo.co.jp
<http://www5d.biglobe.ne.jp/~furusato/>

平成30年3月27日

ふるさと自然の会

会長 川内野 善治 様

佐世保市長 朝長 則男



木場山付近の風力発電建設についての市の考え方について（回答）

平成30年2月23日付で要望がありました「市の様々な方針と木場山風力発電計画の整合性」につきまして、下記のとおり回答いたします。

記

1. 佐世保市環境基本計画について（環境保全課）

佐世保市環境基本計画では、基本目標2「自然環境の保全」の取組の方向性として、生物多様性を保全することや、自然とのふれあいを促進することとしております。

また、基本目標1「地球温暖化防止」においては、エネルギーを有効かつ効率的に活用することとしております。再生可能エネルギーについては、国として普及を推進しており、本市環境基本計画の基本目標1においても、行政の取組の一つとして、再生可能エネルギーの利用を推進することを掲げております。

そのため、本市としましては、風力発電を含めた再生可能エネルギーの利用を推進しつつも、渡り鳥を含めた野生生物への影響を回避・低減するための措置を講じるよう事業者へ助言を行い、自然環境の保全に努めてまいります。

2. 佐世保市景観計画について（まち整備課）

佐世保市では、平成23年1月1日より佐世保市景観計画及び佐世保市景観条例を施行し、市域全体の良好な景観の形成及び保全を図っているところです。

この景観計画及び景観条例では、地域の景観特性に合わせて市域を大きく4つのゾーンに区分しており、各ゾーンでの景観形成の方針や景観形成基準を設け、ゾーン内で行われる建築物や工作物の新・増築、土地の開発、木竹の伐採等の行為で、比較的規模が大きい行為について、届出制度による緩やかな景観誘導を行っているところです。

また、本市の大切にしたい景観である「景観100選」の一つとして、「烏帽子岳からの眺め」を選定しているところです。

今般、お尋ねがあっている木場山付近の風力発電施設建設計画については、景観計画の4つのゾーンのうちの山なみゾーンに該当し、そこで設置される風力発電の風車や送電塔などで高さが15mを超える工作物については届出の対象となります。

景観計画及び景観条例においては、これらの施設について立地制限を行うものではなく、届出協議の中で景観形成の方針に沿って、配慮を求めることとしております。

先の「景観100選」における「烏帽子岳からの眺め」にも影響があることから、対象となる工作物の届出等の手続きの中で、景観への影響等を確認しながら、施設の配置や規模・色彩等について協議を行い、事業者側に配慮・検討を求めていくこととなります。

3. 保安林の解除等について（農林整備課）

森林は、土砂災害を防止する国土保全機能や水源涵養機能及び生物の多様性の保全など、様々な公益的機能を持ち合わせています。

これらのことから、市有林につきましては、木を育成し資源を活用するだけでなく、その保全にも努めているところです。

しかしながら、当該森林は個人有林であることから、その用途につきましては当課は関与することができません。

また、保安林の解除につきましても、農林水産大臣または都道府県知事が行うこととなっており、当該森林の場合は森林法第26条の2により、県の判断により都道府県知事が行うこととなっております。

◆現時点においては、具体的な事業計画書や各種法令に関する申請書等の提出がされていませんが、今後、事業者からの相談や申請がなされた際は、先に述べた考え方に沿って、適切な対応を行ってまいりたいと考えます。

以 上

環境部環境保全課
都市整備部まち整備課
農林水産部農林整備課